

「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務に係る受託候補者選定委員会評価基準

1 目的

「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務に係る受託候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、受託候補者を1者選定する。

3 評価項目

(1) 価格点 (10点)

以下の表に基づいて見積もり金額を点数化する。(小数第2位を四捨五入)

見積額	価格点
最低価格を提示したもの(a)	10点
上記以外の者(b)	(a)価格÷(b)価格×10点

(2) 提案内容 (60点), 広報戦略点 (20点), 体制等 (10点), 追加項目点 (5点)

提案資料の内容及びヒアリング結果に基づき、各選定委員が採点を行い、その平均を提案者の点数とする。

ア 評価項目及び配点

「(別紙4) 提案内容評価表」に基づき採点を行う。

イ 評価方法

(ア) 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を以下の4段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	本市の要求水準を上回っており、優れている。	5点
B	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	3点
C	記述に具体性がない	1点
D	記述がない、又は本市の要求の意図に反している	0点

(イ) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目毎に加重点を設定する。

(例) 5点(評価点)×4点(項目加重点)=20点(項目評価点)

(ウ) 減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

ウ 追加項目点

事業者が、市内中小企業である場合は、合計点数に5点を計上する。

4 受託候補者の決定方法

評価項目の各点数の合計点が最も高いものを受託候補者とする。ただし、必要書類が揃っていない場合や、最も高い得点を獲得していても合計点が60点に満たない場合は受託候補者としない。

また、見積価格が実施要領「3(3)委託金額(上限)」を超えている場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、本プロポーザルに参加する者が1者のみであっても、プロポーザルは成立するものとする。